

名古屋市告示第163号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 柔道整復

施 術 所 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
戸田接骨院	名古屋市中川区戸田三丁目1506番地の 1	令和 7年 3月 1日
伊藤 章洋		
佐藤接骨院	名古屋市中川区中島新町一丁目1017番地	令和 7年 2月 1日
佐藤 鉦樹		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課